

## 障がい者行政における問題点（医療・介護にまつわる）について

## 【障がい者・保護者】

## ① 8050問題

障がいを持つ子の親が高齢化し、親亡き後の生活や生活の場の確保が困難

事例：80代と60代の母子。子は知的<sup>①</sup>と身体1級。障がいサービスの利用なし。母の歩行ができなくなったとして、包括に連絡。入院の必要があったが、子の支援が確保できず、包括から、福祉課へ連絡。短期入所を利用することになったが、1カ所では確保できず、3カ所が輪番で対応し、その後施設入所となった。

## ② 緊急ショートルの確保が困難

保護者の事由等で緊急に短期入所が必要となった場合、受け入れ先の確保が困難。短期入所に空きがあっても障がいの特性で確保が困難なケースもある。

事例：対応に慣れた事業所であれば、緊急時は定員を超過して受け入れていただける例が多いことから、短期入所の必要が無くても数か月に1度は短期入所を利用するよう促している。

## ③ 緊急時に病院受診や入院が困難

精神科以外に、通院や入院、歯科治療が必要となった場合、障害特性を理解し受け入れてもらえる医療機関の確保が困難。入院の場合、付き添いを求められるケースもある。

事例：歯科治療は、県内5カ所の障害者歯科診療所で対応している。  
内科・外科等は待ち時間を車の中で過ごすなどの工夫をしている。

## ④ 特に精神障害（疑い）のケースで、家族や地域が精神科受診の必要性を感じていても本人の病識がなく、受診につながらない。

事例：相談の多い事例である。他害行為があれば警察→保健所→措置入院の可能性はあるが、それ以外のケースでは、市担当者や障がい者支援センターの職員定期的に訪問し受診を粘り強く促すことになる。

**【サービス提供事業者】**

- ① 小規模施設が多く、人材確保や質の向上のための研修の実施が困難。
  
- ② 障害の種類や特性が多岐にわたっており、サービスも細分化しているため、本人にマッチングするサービスや事業者を選定するのに長い時間がかかる。